

小笠原航空路協議会設置要綱

(設置)

第1条 小笠原諸島における本土との間の航空路開設についての検討を進めるにあたり、関係者間の円滑な合意形成を図ることを目的として、小笠原航空路協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議内容)

第2条 協議会では、次の事項について協議する。

- (1) 小笠原諸島における航空路に関すること
- (2) パブリック・インボルブメント（以下「P I」という。）の円滑な実施に関すること
- (3) その他

(構成員)

第3条 協議会の構成員は、別紙のとおりとする。

(会長)

第4条 協議会には会長を置き、東京都総務局長がこれにあたる。

(招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができるものとする。

(小笠原航空路P I評価委員会)

第6条 協議会には、別途小笠原航空路P I評価委員会を設置する。なお、小笠原航空路P I評価委員会の要綱は別に定める。

(協議会の公開)

第7条 協議会は、原則として公開とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務は、東京都総務局行政部振興企画課で処理する。

(その他)

第9条 その他、協議会運営に必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月6日より施行する。(19 総行振第 1196 号行政部長決定)

附 則

この要綱は、平成26年7月16日より施行する。(26 総行振第 562 号行政部長決定)

附 則

この要綱は、平成29年7月25日より施行する。(29 総行振第 516 号行政部長決定)

附 則

この要綱は、平成31年3月28日より施行する。(30 総行振第 1566 号行政部長決定)

附 則

この要綱は、令和2年3月25日より施行する。(31 総行振第 1684 号行政部長決定)

附 則

この要綱は、令和3年6月14日より施行する。(3 総行振第 382 号行政部長決定)

附 則

この要綱は、令和4年6月2日より施行する。(4 総行振第 373 号行政部長決定)

小笠原航空路協議会委員

国	国土交通省 国土政策局長
都	東京都 総務局長
	東京都 港湾局 技監
	東京都 政策企画局 政策部長
	東京都 都市整備局 航空政策担当部長
	東京都 環境局 環境政策担当部長
	東京都 環境局 自然環境部長
	東京都 港湾局 離島港湾部長
	東京都 港湾局 島しょ・小笠原空港整備担当部長
	東京都 総務局 行政部長
	東京都 総務局 小笠原・国境離島担当部長
	東京都 小笠原支庁長
村	小笠原村長
	小笠原村議会 議長